

③「個人情報取扱事業者」とは

個人情報の保護に関する法律第4章から第6章(以下「義務規定」という。)により規定されているのは民間部門であり、一定規模の民間事業者に対して、全事業分野に共通する必要最低限の義務を課しています。この義務規定の対象となる一定規模の民間事業者のことを、「個人情報取扱事業者」といいます。

この個人情報取扱事業者とは、**5,000人分を超える個人情報を、紙媒体・電子媒体を問わず、データベース化してその事業活動に利用している者**のことです。よって、5,000人分以下の個人情報を事業活動に利用している民間事業者や、事業活動をしていない一般私人は、義務規定の対象になりません。例えば、私的な目的で、年賀状を送るために私物のパソコンで名簿を作成・管理している場合等は、義務規定の対象になりません。



なお、日本国憲法で保障された「表現の自由」「学問の自由」「信教の自由」「政治活動の自由」などとの関係进行调整するため、個人情報取扱事業者であっても、①報道機関が報道活動の用に供する目的、②著述を業として行う者が著述の用に供する目的、③学術研究機関等が学術研究の用に供する目的、④宗教団体が宗教活動の用に供する目的、⑤政治団体が政治活動の用に供する目的、でそれぞれ個人情報を取り扱う場合には、その限りにおいて義務規定を適用しないことになっています(法50条、法35条参照)。